

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拋法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

小池 未 来 (訳)

説明覚書

本稿は「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拋法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」を仮に訳出したものである。

1 本提案の背景

1-1 一般的な背景

なお、欧州議会は、「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拋法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」に関する二〇一三年九月一〇日の欧州議会立法決議²⁾において、本規則提案に修正を施した上で承認している。

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拋法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」

欧州連合の運営に関する条約第六七条第一項は、欧州連合が、基本権並びに構成国の異なる法体系及び伝統を尊重しつつ、自由、安全及び司法の領域を構成すると規定する。同条第四項は、連合が、特に民事事件における裁判上及び裁判外の判断の相互承認原則によつて、司法へのアクセスを容易にすると規定する。同条約第八一条は、「判決及び裁判外の事案における判断の構成国間での相互承認及び執行」及び「法の抵触及び裁判管轄の

抵触に関して構成国において適用される準則の両立性」を確保することを目的とする措置に明白に言及している。多くの法文書、特に規則 (EC) 1347/2000を廃止する婚姻事件及び親責任事件における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する二〇〇三年一月二七日の規則 (EC) 2201/2003は、すでにこれに基づいて採択された。しかしながら、それらのいずれも、夫婦財産制を対象としていない。

夫婦財産制に関する欧州連合立法の採択は、一九九八年のウィーン行動計画で確認された優先事項の一つである。二〇〇〇年一月三〇日に理事会によつて採択された民事及び商事事件における裁判の相互承認に関するプログラムは、「婚姻関係から生じる財産に関する権利及び婚姻していないカップルの別離の財産的結果」に関して裁判管轄並びに裁判の承認及び執行についての法文書を起草することを規定していた。二〇〇四年一月四・五日に欧州理事会によつて採択されたハーグ・プログラムは、相互承認プログラムの実施を最優先事項とし、欧州委員会に対して、「裁判管轄及び相互承認の問題を含む、夫婦財産制に関する事件における法の抵触」に関するグリーン・ペーパーを提出することを要求し、二〇一一年までに立法を採択する必要性を強調した。

二〇〇九年二月一日に欧州理事会により採択されたストックホルム・プログラムもまた、相互承認が夫婦財産制及び婚姻していないカップルの別離の財産的結果に拡張されなければ

ならないと述べている。

二〇一〇年一月二七日に採択された「欧州連合市民権レポート二〇一〇」：欧州連合市民の権利の障害を取り除く」において、欧州委員会は、欧州連合が国境を越えて欧州連合市民に与えた権利を彼らが行使しようとする時にその日常生活において直面する主たる障害の一つとして、国際的なカップルの財産権を取り巻く不安定性を確認した。これを改善するため、欧州委員会は、国際的なカップル（婚姻しているものも登録パートナーも）にとつて、いずれの裁判所が裁判管轄を有し、いずれの法が彼らの財産権に適用されるかを知ることが容易にするための立法提案を二〇一一年に採択することを公表した。

1-2 本提案の理由及び目的

国の境界のない領域における人の移動性の増加は、国籍を有しない構成国に居住し、複数の欧州連合構成国に財産を獲得する異なる構成国の国民から成るカップルの数の著しい増加を引き起こす。二〇〇三年に ASSERJUL という団体によって行われた調査は、欧州連合域内における国境を越えるカップルの数が多いこと、日常的な財産の管理においても、カップルの別離又は一方の死亡によるその分割においても、そのようなカップルが直面する実際的及び法的問題があることを示した。これらの問題はしばしば、婚姻の財産的効力を規律する準拠実質法規則と国際私法規則の間の不均衡から生じる。

婚姻及び登録パートナーシップの明確に区別できる特徴ゆえに、そして、これらの結合形態から生じる異なる法的結果ゆえに、欧州委員会は、二つの別の規則を提示している。すなわち、一方は、夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関するものであり、もう一方は、登録パートナーシップ財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関するものである。

本規則の目的は、夫婦財産制の裁判管轄及び準拠法を決定し、構成国における裁判及び文書の移動を容易にするために、欧州連合において明確な法的枠組を創設することである。

2 協議の結果―影響評価

本提案が作成される前に、構成国、その他の機関及び公衆とともに広範な協議が行われた。二〇〇三年の調査に続き、二〇〇六年七月一七日、欧州委員会は、裁判管轄及び相互承認の問題を含む夫婦財産制に関する事件における法の抵触に関するグリーン・ペーパーを公表したが、それは、主題に関する広範囲にわたる協議を引き起こした。専門家グループ PRAMIII は、本提案を作成するため欧州委員会によって設置された。同グループは、関係する専門分野及び複数の欧州連合の法的伝統を代表する専門家から成るものであり、二〇〇八年から二〇一〇年の間に五回の会議を行った。欧州委員会はまた、二〇〇九年九月

二八日に一〇〇人の参加者にパブリック・ヒアリングを行った。議論は、特に準拠法、裁判管轄並びに裁判の承認及び執行を対象とする夫婦財産制についての欧州連合法文書の必要性を確認した。国家の専門家との会議は、起草された提案の要旨を議論するために二〇一〇年三月二三日に開催された。

最終的に、欧州委員会は、夫婦財産制及び登録パートナーシップ財産制に関する規則提案に対する共同影響調査を行った。それは、本規則に添付されている。

3 提案の法的側面

3-1 法的根拠

本規則の法的根拠は、欧州連合の運営に関する条約第八一条第三項であり、それは、渉外的な要素を含む家族法に関する措置を欧州議会と協議した後で採択する権限を理事会に与えるものである。

夫婦財産制は、関係する個人の間の家族関係の存在に由来する。夫婦財産制は、それらが夫婦間及び夫婦と第三者間の財産関係にかかわる場合であるとしても、それらが家族法の一部であるとみなされなければならないほど密接に婚姻と関連している。それらは、婚姻が存在するところに存在し、(夫婦の一方の死亡又は離婚若しくは法的別居に従い)婚姻が解消されると消滅する。

本規則の目的は、夫婦財産制に適用される広範な国際私法規則を創設することである。したがって、本規則は、夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行を扱うものである。提案された諸準則は、渉外的な事案のみに関係している。

3-1-2 補完性原則

本提案の目的を達成する唯一の方法は、夫婦財産制に関する共通の準則によることであるが、それは、市民にとって法的安定性及び予見可能性を保障するために全く同一のものでなければならぬ。したがって、構成国による一方的な行動は、この目的に逆らうであろう。この問題に関連するハーグ国際私法會議の二つの国際条約があり、すなわち、一九〇五年七月一七日の夫婦の身分関係における権利義務に関する婚姻の効力及び相続財産に関する法の抵触に関する条約と一九七八年三月一四日の夫婦財産制の準拠法に関する条約である。しかしながら、これらの条約は、三構成国によって批准されているのみであり、影響調査及びパブリック・ヒアリングにおいて示されたように、本提案が対象とする問題の規模に対処するために必要な解決策を提供しない。欧州連合市民が経験する問題の性質及び規模を考慮すると、欧州連合レベルでのみ目的が達成されうる。

3-1-3 比例性原則

本提案は、それがその目的を達成するのに必要なものに厳格に制限されているという点で、比例性原則を遵守している。本提案は、夫婦財産制に関する構成国の法を調和しようとするものではない。本提案は、構成国が夫婦財産制の終了に課税する方法に影響を及ぼすものでもない。本提案は、市民に対して財政的又は行政的な負担を引き起こすものではなく、国家当局に極めて限定的な追加の負担を引き起こすのみである。

3-1-4 基本権に対する影響

欧州連合による基本権憲章の効果的な実施のための戦略に従い、欧州委員会は、同憲章において規定される権利を本提案が遵守することを確認した。

本提案は、同憲章第七条ないし第九条に規定される私生活及び家族生活の尊重の権利にも、国内法に従い婚姻し、家族を持つ権利にも影響を及ぼさない。

同憲章第一七条において言及される財産権は強化される。カップルの財産全てに適用される法の予見可能性は、実際に、夫婦がその財産権をより十分に行使することを可能にするだろう。欧州委員会はまた、いかなる差別も禁止する第二二条を本提案が遵守することを確認した。

最後に、本提案は、特に婚姻しているカップルにとって、欧州連合における市民の司法へのアクセスを増加させるであろう。

う。本提案は、効果的な救済及び公正な裁判に対する権利を保障する基本権憲章第四七条の実施を容易にするであろう。裁判管轄を有する裁判所を決定する客観的な基準を設定することによって、最も積極的な当事者が引き起こす並行手続及び上訴が回避される。

3-5 法文書の選択

法的安定性及び予見可能性の必要性は、明確で統一的な準則を要求し、立法が規則の形式をとることを要求する。裁判管轄、準拠法及び裁判の自由移動に関して提案された諸準則は、国内法に置き換えることを要求することなく、明確かつ詳細に定められている。法的安定性及び予見可能性という目的は、構成国が当該諸準則の実施に関して裁量を有する場合には妥協されるであろう。

4 財政的影響、単純化、他の欧州連合政策との調和

4-1 財政的影響

本提案は、欧州連合の財政に何の影響も及ぼさないであろう。

4-2 単純化

裁判管轄に関する準則の調和は、共通の準則に基づき夫婦財

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

産制事件に対する裁判管轄を有する裁判所を確定することを可能にすることによって、手続を大いに単純化するだろう。現行又は将来の欧州連合法の適用において離婚手続、法的別居、婚姻の無効及び相続事件について係属する裁判所が、関連する夫婦財産制手続にその裁判管轄を拡張させる場合には、市民は、同一の裁判所に彼らの状況の全ての側面を処理させることができるだろう。

抵触法規則の調和は、参加構成国の現行の国内抵触法規則を置き換える一連の準則に基づき、いずれの法が適用されるかを市民が判断することを可能にすることによって、手続を相当に単純化するだろう。

最後に、裁判所による裁判の承認及び執行について提案された諸準則は、複数の構成国間でのそれらの移動を容易にするだろう。

4-3 他の欧州連合政策との調和

本提案は、前述の二〇一〇年の欧州連合市民権レポートで述べられたように、欧州連合が欧州連合市民に与えた権利を彼らが行使しようとするときにその日常生活において彼らが直面する障害を取り除くという欧州委員会の努力の一部である。

5 条文に対するコメント

5-1 第一章…適用範囲及び定義

第一条 「夫婦財産制」の観念は、自律的な解釈を与えられなければならない。夫婦の財産の日常的な管理の考慮も、夫婦の別離又はパートナーの一方の死亡の結果としての財産制の解消の考慮も含むものでなければならない。

対象とされる領域を決定するためには、本規則から除外される事項の広範なリストを編集することが好ましい。そのため、すでに現行欧州連合規則により対象とされている事項、たとえば（特に夫婦間の）扶養義務や遺贈の有効性及び効力に関する問題は、本規則の適用範囲から除外される。相続法から生じる事項もまた除外される。

本規則は、財産に関する財産権の性質、財産及び権利の分類及び当該権利の保持者の優先権の決定には影響を及ぼさない。

財産権の開示、特に土地の登記簿の機能及び当該登記簿における登記又は登記懈怠の効果もまた、本規則の適用範囲から除外される。

第二条 調和のため並びに理解及び解釈を容易にするため、本規則で用いられるいくつかの文言の定義は、現に有効な又は交渉中の他の欧州連合法文書と共通である。

提案された「裁判所」の定義は、裁判所の委譲又は指名によ

って職務を行う当局及び者を含むものとして起草されるため、その職務は、それが行われた構成国以外の構成国における承認及び執行においては、裁判所による裁判として取り扱われる。

5-2 第二章…裁判管轄

夫婦財産制に関する法的手続は、一方の死亡又はその別離の結果として夫婦として存続しなくなる場合における財産の清算からしばしば生じる。

本規則の目的は、市民が、様々な関連する手続を同一構成国の裁判所によって処理させることを可能にすることである。そのため、本規則は、婚姻の財産的側面を処理することを求められる裁判所の裁判管轄を確定する諸準則が、他の欧州連合法における現行の又は提案されている準則に沿うよう努める。

第三条 夫婦の一方の死亡の場合に、権限ある裁判所が死亡した配偶者の相続と夫婦財産制の清算の双方を処理することができ、これを確保するため、本条は、相続事件における裁判管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行並びに欧州相続証明書を導入に関する規則提案において規定される諸準則に従い、遺言及び相続の裁判管轄を有する裁判所が、当該相続又は遺言から結果として生じる夫婦財産制の清算を含むようにその裁判管轄を拡張させる。

第四条 同様に、規則（E.C.）2201/2003に従い離婚手続、法的別居又は婚姻の無効について裁判管轄を有する裁判所は、夫婦が合意する場合には、別離手続後の夫婦財産制の清算及び当該手続から生じる夫婦財産制に関する他の事項にその裁判管轄を拡張することができる。

第五条 本条は、相続又は別離手続から独立して適用される裁判管轄を規律する諸準則を規定する（たとえば夫婦の主導による夫婦財産制の変更）。段階的な連結点のリストは、当該手続を扱う裁判管轄を有する裁判所の属する構成国を確定することを可能にする。

提案された基準は、夫婦の常居所、その一方がなおその国に居住する場合には、彼らの最後の常居所又は被告の常居所を含む。広く利用されるこれらの基準は、しばしば夫婦の財産の所在と一致する。

第六条 前三条の適用によつて裁判管轄を有する構成国がない場合において、本条は、例外的に事案を処理しうる裁判所の属する構成国を確定する規定を定める。当該準則は、夫婦の一方又は双方の財産が特定の構成国の領域内に所在する場合のみならず、夫婦双方が特定の構成国の国籍を有する場合にも、夫婦及び利害関係のある第三者に対して司法へのアクセスを確保する。

5-13 第三章…準拠法

第一五条 本規則において提案された選択肢は、単独スキームのものである。すなわち、夫婦の財産は全て、同一の法、すなわち夫婦財産制の準拠法に服する。

不動産は、夫婦の財産において特別な地位を占めており、選択肢の一つは、不動産が所在する国の法（所在地法）に当該不動産を服させることであり、そのため、夫婦財産制の準拠法の分割という措置を認める。しかしながら、この解決策は、夫婦財産制の解消に至る場合には、夫婦財産制の統一性の望ましくない分裂を引き起こし（その一方で、責任は単独スキームにとどまる）、夫婦財産制に含まれる財産ごとに異なる法の適用を引き起こしうるという点で問題に満ちている。したがって、本規則は、夫婦により選択された場合であっても、選択がなく他の規定に基づき決定された場合であっても、夫婦財産制の準拠法が、動産であれ不動産であれ、その所在にかかわらず、夫婦の財産全てに適用されることを規定する。

第一六条 協議中、夫婦財産制の準拠法を選択する一定の自由を当事者に与えることを支持する広いコンセンサスがあらわれた。この選択肢は、夫婦の現在の状況及び過去の歴史にはほとんど関連を持たない法の選択を妨げるため明確に規制されなければならない。すなわち、それは、夫婦又は将来の夫婦の常居所地法又は本国法に基づくものでなければならぬ。

第一七条 ほとんどの構成国においては、夫婦は通常、夫婦財産制の準拠法を明示的に選択しないのであり、したがって、いずれの法がこれらの状況に適用されるかを決定する全構成国において共通の準則が重要となる。準拠法は、段階的な客観的な連結点のリストを用いて確認されるのであり、それは、夫婦にとつても第三者にとつても予見可能性を保障するであろう。これらの基準は、夫婦が実際に送る生活（特に最初の共通常居所の創設）と夫婦財産制の準拠法を容易に決定しうる必要性を調和させるために設計される。

第一八条 婚姻時における夫婦の準拠法選択可能性（第一六条）に加えて、本条は、その後選択を行うことについて規定する。同様に、婚姻時に準拠法を選択した夫婦は、その後それを変更することを決定することができる。

準拠法の自発的な変更のみが可能である。本規則は、法的不安定性を生み出すことを避けるため、当事者が変更への同意を表明することなく、又は彼らが知らされることなく、準拠法が自動的に変更することを規定しない。

さらに、夫婦にとつて望まれない効果を有する夫婦財産制準拠法の変更を妨げるため、当該変更は、夫婦がそれを週及させることを明示的に決定しない限りは、将来においてのみ効力を有する。

夫婦財産制の変更によってその利益が侵害されうる第三者の

権利は保護される。すなわち、本規則は、夫婦財産制の変更の効力が、当事者に制限され、第三者の権利に影響を及ぼさないことを規定する。

第一九条及び第二〇条 これらの規定は、準拠法選択のための正式な手続及び夫婦財産契約の方式に関する諸準則を定める。これらの規定はまた、弱者の保護を促進するために設計されている。婚姻しているカップルに弱者がいるとしたら、それはしばしば妻である。

第二二条 国内法規則、特に家庭の保護のための準則を考慮して、本規定は、外国法の適用を自国に有利に覆すことを構成国に認める。したがって、家庭を保護するため、当該家庭が所在する構成国が家庭の保護のための自国の準則を適用することができる。例外的に、当該構成国は、通常適用される法又は他の構成国において締結された夫婦財産契約の法に「優先」してその領域において居住する全ての者にその自国法を適用することができる。

5-4 第四章・承認、執行可能性及び執行

本規則提案は、夫婦財産制に関する裁判、公文書及び裁判上の和解の自由移動を規定する。したがって、本規則提案は、欧州連合域内の構成国の統合から生じる相互信頼に基づく相互承

認を導入する。

この自由移動は、他の構成国を起源とする裁判、公的行為及び法的処理の承認及び執行のための統一手続の形式をとる。当該手続は、複数の構成国で現に有効な国家の手続を置き換える。不承認又は執行拒絶の事由は、欧州連合レベルで調和され、又は完全な最小限に減じられる。それらは、現在国家レベルで存在する様々な、しばしば幅広い事由を置き換える。

裁判 裁判の承認及び執行に関して提案された諸準則は、相続について提案されたものに沿っている。したがって、それらは、民事及び商事事件における現行の執行許可手続に言及する。そのため、構成国の裁判は、特別の手続なしに他の構成国において承認される。裁判を執行させるためには、申立人は、執行可能性の宣言を得るために執行国における統一手続に従わなければならない。当該手続は、一方的であり、最初は文書の審査に限定される。後の段階においてのみ、被告が異議を申し立てる場合に、裁判官が拒否事由の検討に取り掛かる。これは、被告の権利の十分な保護を与える。

これらの準則は、現在の状況と比較すると大きな一歩である。現在、裁判の承認及び執行は、構成国の国内法又は諸構成国間の条約により規律されている。従われるべき手続は、執行可能性の宣言を得るために要求される文書及び外国裁判が拒否される事由と同様に、関係する構成国によって異なる。

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

前述のように、本規則は、夫婦財産制の領域における第一歩であり、それは、家族法に関するものである（3-1参照）。一定の状況を考慮すると、裁判の自由移動は、現在ブリュッセルI規則において規定されているような執行許可手続に服する。それにもかかわらず、中間手続（執行許可）の除去は、その他の領域におけるように、後の段階で、すなわち本規則に定める諸準則の評価並びに夫婦財産制及び関連領域（特にブリュッセルII a規則）における司法協力の展開の後に検討せらる。本規則第二条における裁判所の定義に従い委譲又は指定によりその権限を行使する当局の行為は、裁判所による裁判として取り扱われ、したがって、本章の承認及び執行に関する規定の適用範囲に含まれる。

公文書 夫婦財産制についての公文書の実務上の重要性を考慮し、本規則と他の欧州連合法文書との調和を確保するため、本規則は、その自由移動のために承認を確保しなければならない。この承認は、それが、本原国におけるの同一の登記された文書の内容及びそこに含まれる事実に関する証拠力並びに真正性及び執行可能性の推定を享受することを意味する。

5-5 第五章：第三者に関する効果

これらの規定は、夫婦の法的安定性と、第三者が知り得ず、又は予見することのできない準則の適用に対する第三者の保護

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

同志社法学 六七卷三号 一七二（一二五〇）

とを調和させるために設計される。したがって、構成国は、その領域内に居住する配偶者と第三者が取引を行う場合に、夫婦財産制の諸準則がその国で開示されていたか、若しくは第三者がそのことを知り、又は知るべきであった場合を除き、それに依拠することはできないことを規定する可能性を与えられる。

夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案

欧州連合理事会は、

欧州連合の運営に関する条約、特に同条約第八条第三項を考慮し、

欧州委員会による提案を考慮し、

欧州議会の意見を考慮し、

欧州経済社会評議会の意見を考慮し、

地域委員会の意見を考慮し、

特別立法手続に従い行動し、

(1) 欧州連合は、人の自由移動が保障される自由、安全及び司法の領域を維持し、及び発展させるという目的を設定した。当該領域の漸進的な確立のため、欧州連合は、涉外的な要素を含む民事事件における司法協力に関する措置を採択しなければならない。

(2) 一九九九年一月一五・一六日のタンペレにおける欧州理事会会議は、民事事件における司法協力の土台として判決及び司法当局によるその他の判断の相互承認原則を承認し、同原則を実施する措置のためのプログラムを採択することを欧州連合理事会及び欧州委員会に求めた。

(3) 二〇〇〇年一月三〇日、欧州連合理事会は、民事及び商事事件における裁判の相互承認原則の実施措置のためのプログラム草案を採択した。同プログラムは、判決の相互承認を容易にする抵触法規則の調和に関する措置を承認するものである。同プログラムは、夫婦財産制及び婚姻していないカップルの別離の財産的結果に関する相互承認のための一つ又は複数の法文書の検討を規定する。

(4) 二〇〇四年一月四・五日のブリュッセルにおける欧州理事会会議は、「ハーグ・プログラム」欧州連合における自由、安全及び司法の強化」と題する新たなプログラムを採択した。同プログラムにおいて、欧州連合理事会は、裁判管轄及び相互承認の問題を含む夫婦財産制に関する事件における法の抵触に関するグリーン・ペーパーを提出することを欧州委員会に求めた。同プログラムはまた、二〇一一年までに当該領域において法文書を採択する必要性を強調した。

(5) 二〇〇六年七月一七日、欧州委員会は、裁判管轄及び相互承認の問題を含む夫婦財産制に関する事件における法

の抵触に関するグリーン・ペーパーを採択した。同グリーン・ペーパーは、ヨーロッパにおいてカップルがその共有財産の清算に至った場合に直面する問題と利用可能な法的救済の全ての側面について広範な協議を開始した。

(6) 二〇〇九年二月のストックホルム・プログラムは、二〇一〇年ないし二〇一四年について司法、自由及び安全を優先させるものであり、相互承認が夫婦財産制及びカップルの別離の財産的結果に拡張されるべきであること述べた。

(7) 二〇一〇年一〇月二七日に採択された「欧州連合市民権レポート二〇一〇」…欧州連合市民の権利の障害を取り除く」において、欧州委員会は、人の自由移動の障害、特にカップルがその財産の管理又は分割において経験する問題を除去するための立法提案を採択することを公表した。

(8) 婚姻しているカップルにその財産に関する法的安定性と一定の予見可能性を与えるため、夫婦財産制に適用される準則は全て一つの法文書に含まなければならない。

(9) 望まれる結果を達成するため、本規則は、裁判管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行並びに第三者との取引における夫婦財産制への依拠に関する規定を一つの法文書に集約させるものである。

(10) 本規則は、夫婦財産制に関する問題を対象とする。本規

則は「婚姻」を定義しておらず、それは構成国の国内法により定義される。

(11) 本規則の適用範囲は、特に夫婦の別離又は夫婦の一方の死亡の結果としての夫婦財産制に関する全ての民事事件、すなわち夫婦財産の日常的な管理及び財産制の清算の双方に及ぶものである。

(12) 贈与の有効性及び効果に関する問題が、契約債務の準拠法に関する二〇〇八年六月一七日の欧州評議会及び理事会規則（EC）535/2008（ローヤー）の対象とされるのと同様に、夫婦間の扶養義務は、扶養事件における裁判管轄、準拠法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する二〇〇八年二月一八日の規則（EC）42/2009により規律されるため、それらは本規則の適用範囲から除外される。

(13) 構成国の国内法のもと存在しうる物権の性質に関する問題及び当該権利の開示に関する問題もまた、「相続事件における裁判管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州評議会及び理事会」規則（EU）…の適用範囲から除外されるのと同様に、本規則の適用範囲から除外される。このことは、夫婦の一方又は双方の財産が所在する構成国の裁判所が財産法に従い、たとえば登記所における財産移転の登記に関して、当該構成国の法がそのように規定する場合には措置をとることができることを意味する。

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七巻三号 一七四 (一二五)

(14) 夫婦の婚姻生活中の移動の増加を反映し、適切な司法の実施を促進するため、本規則における裁判管轄規則は、離婚、法的別居又は婚姻の無効の結果としての財産制の清算を含む夫婦財産制事件が、規則 (E C) 1347/2000を廃止する婚姻事件及び親責任事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する規則 (E C) 2201/2003により離婚、別居又は婚姻の無効手続を処理する裁判管轄を有する構成国の裁判所によって処理されることを規定する。

(15) 同様に、配偶者の死亡に関連する夫婦財産制事件は、「相続事件における裁判管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州評議会及び理事會」規則 (E U) ……により認められるものとして当該配偶者の相続について裁判管轄を有する裁判所によって取り扱われる。

(16) 夫婦財産制事件が離婚、別居若しくは婚姻の無効又は配偶者の死亡に関連しない場合には、夫婦は、その夫婦財産制の準拠法として彼らを選択する法の属する構成国の裁判所に、その夫婦財産制に関する問題を委ねることを決定することができる。そのような決定は、夫婦間の合意により表明されなければならないが、手続中であつてもいつでも締結されうる。

(17) 本規則は、夫婦の別離又は配偶者の死亡以外に関する事

件において判断されるべき夫婦財産制に関する申立てに対する構成国の裁判所の領域的管轄を認めるものであり、特に裁判拒否の状況を妨げるために緊急管轄の規定を有する。

(18) 司法の適切な機能は、矛盾する裁判が構成国において宣言されないことを要求する。したがって、本規則は、民事及び商事事件における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する理事會規則 (E C) 44/2001に基づく手続の一般準則を規定するものである。

(19) 夫婦の財産管理を容易にするため、本規則は、財産の性質又は所在にかかわらず、その夫婦財産制に含まれる全ての財産に適用される準拠法につき、彼らが居所又は国籍ゆえに密接な関連を有する法から選択する権限を彼らに与える。当該選択は、いつでも、すなわち婚姻時でも婚姻中でもなされうる。

(20) 夫婦の婚姻の財産的結果を規律するものとして彼らに選択された法又はそのような選択がない場合には、連結点により決定される法は、それが構成国の法でない場合であつても適用される。ある構成国の法の他の構成国の裁判所による適用を容易にするため、二〇〇一年五月二八日の理事會決定2001/470/ECによって設置された民事及び商事事件における欧州司法ネットワークは、裁判所に外国法の内容について情報提供するのに役立つものである。

(21) 準拠法が選択されない場合、夫婦が現実に送る生活を考慮して予見可能性及び法的安定性を調和させるため、本規則は、段階的な連結点に基づき夫婦の財産全てに適用される法を定める調和された抵触法規則を導入するものである。婚姻後の夫婦の最初の共通常住所は、第一の基準であり、婚姻時における夫婦の共通本国法に優先する。これらの基準がいずれも適用されないとき、又は夫婦が婚姻時に共通の重国籍を有する場合には最初の共通常住所がないときは、第三の基準は、婚姻が挙行された地を含む全ての状況を考慮して、夫婦が最も密接な関連を有する国であり、これらの関連については、婚姻が締結された時点が基準となる。

(22) 国籍が準拠法の決定に用いられる場合、コモン・ローに基づく法体系を有する国には連結点として「国籍」ではなく「ドミサイル」を用いる国もあるという事実が考慮されなければならない。

(23) 取引の法的安定性を保障し、夫婦に知らされることなく夫婦財産制の準拠法が変更されることを妨げるため、当事者が明示的に望む場合を除き、夫婦財産制の準拠法は変更されない。夫婦によるそのような変更は、彼らが明示的に規定しない限り、遡及効を有しない。いかなる場合でも、当該変更は、第三者の権利及びそれ以前に締結された取引の有効性を害しない。

(24) 夫婦財産制の準拠法を選択する重要性を考慮して、本規則は、夫婦又は将来の夫婦がその選択の結果に気付くことを保障するための諸保証を含むものである。当該選択は、選択された国の法又は文書が作成された国の法により夫婦財産契約について規定される方式でなされ、少なくとも書面で、日付が記載され、夫婦により署名されなければならない。選択された国の法又は文書が作成された国の法により当該契約の有効性、開示又は登記に関して課されるあらゆる追加の形式的要件は遵守されなければならない。

(25) 公益の考慮から、構成国の裁判所が例外的な状況において、一定の場合、すなわち外国法の適用が法廷地の公序に明らかに反する場合に、外国法を排除する可能性を与えられる。しかしながら、公序の例外の適用が欧州連合基本権憲章及び特にいかなる形式の差別も禁止する第二条に反する場合には、裁判所は、他の構成国の法を排除するために公序の例外を適用し、又は他の国で作成された裁判、公文書若しくは法的取引を承認若しくは執行することはできない。

(26) 本規則により規律される事項に関して二つ以上の法体系又は規則が併存する国があるため、いかなる範囲で本規則が当該国の複数の地域において適用されるかを規律する準定がある。

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七卷三号 一七六 (一二五四)

(27) 構成国において下された裁判の相互承認が本規則の目的の一つであるため、本規則は、規則（E.C.）4/2001に基づき、本規則に含まれる事項の特定の要件を満たすために必要な場合には修正して、裁判の承認及び執行に関する準則を規定する。

(28) 構成国において異なる夫婦財産制事件の処理方法を考慮するため、本規則は、公文書の承認及び執行を保障する。それにもかかわらず、公文書は、その承認に関して裁判所による裁判として取り扱うことはできない。公文書の承認は、それらが、本源国におけるのと同じの内容に関する証拠力及びそれ自体の効力並びにそれらが争われる場合には反証可能な有効性の推定を享受することを意味する。

(29) 夫婦財産制の準拠法は、配偶者と第三者との間の法律関係を規律するが、当該準拠法に依拠する要件は、第三者の保護のため、当該配偶者又は第三者の常居所である構成国の法により規律される。それゆえ、当該構成国の法は、当該構成国において規定される登記又は開示の要件が遵守されている場合に限り、当該第三者が夫婦財産制の準拠法を知り、又は知るべきであったときを除いて、当該配偶者がその夫婦財産制の準拠法を第三者に対して援用しうることを規定することができる。

(30) 構成国が関与する国際的な取り決めに考慮すると、本規

則は、その採択当時において一つ以上の構成国が当事国である国際条約に影響を及ぼすべきでない。しかしながら、本規則の一般的な目的との調和は、本規則が構成国間の条約に優先することを要求する。

(31) 本規則の目的、すなわち、欧州連合における人の自由移動、夫婦としての生活中及びその財産の清算時において夫婦が夫婦間及び第三者との関係において財産関係を整形する機会並びにより高い予見可能性及び法的安定性は、構成国によって十分に達成されることができず、したがって、本規則の規模と効果ゆえに、欧州連合レベルでよりよく達成されることができるとした。したがって、欧州連合条約第五条に規定される補充性原則により、欧州連合は、行動する権限を有する。同条に規定される比例性原則に従い、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲にとどまる。

(32) 本規則は、基本権を尊重し、欧州連合基本権憲章、特に私生活及び家庭生活に関する第七条、国内法に従い婚姻し、家族を持つ権利に関する第九条、財産権に関する第一七条、あらゆる形式での差別の禁止に関する第二一条及び効果的な救済及び公正な裁判に対する権利に関する第四七条において承認される原則を遵守する。構成国の裁判所は、これらの権利及び原則と調和する方法で本規則を適用しなければならない。

- (33) 欧州連合条約及び欧州連合運営条約付属の自由、安全及び司法の領域に関する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第一条及び第二条に従い、「連合王国及びアイルランドは、本規則の採択及び適用に参加する意思を表明した。」／「連合王国及びアイルランドは、本規則の採択に参加せず、それに拘束されず又はその適用に服さない。このことは、同議定書第四条の適用を妨げない。」
- (34) 欧州連合条約及び欧州連合運営条約付属のデンマークの地位に関する議定書第一条及び第二条に従い、デンマークは、本規則の採択に参加せず、したがって、それに拘束されず又はその適用を要求されない。

本規則を採択した。

第一章 適用範囲及び定義

第一条 適用範囲

- (1) 本規則は、夫婦財産制に適用される。
本規則は、特に租税事件、関税事件又は行政事件には適用されない。
- (2) 本規則において、「構成国」は、デンマーク「、連合王国及びアイルランド」を除くあらゆる構成国を意味する。

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

- (3) 次に掲げる事項は、本規則の適用範囲から除外される。
- (a) 夫婦の能力
 - (b) 扶養義務
 - (c) 夫婦間の贈与
 - (d) 生存配偶者の相続権
 - (e) 夫婦間で設立された会社
 - (f) 財産に関する物権の性質及び当該権利の開示

第二条 定義

本規則の適用上、次に掲げる定義が適用される。

- (a) 「夫婦財産制」 夫婦間及び第三者との関係における夫婦の財産関係に関する一連の準則
- (b) 「夫婦財産契約」 夫婦が夫婦間及び第三者との関係においてその財産関係を規律するための合意
- (c) 「公文書」 本源構成国において公文書として正式に作成され、又は登記され、かつ、その真正性が、
 - (i) 公文書の署名及び内容に関連し、及び
 - (ii) 国家当局又はその目的で権限を与えられた他の当局によって証明された文書
- (d) 「裁判」「裁定」、「判決」、「命令」又は「執行命令」及び裁判所書記による訴訟費用の決定など、その名称いかにかわららず、構成国裁判所により夫婦財産制事件において下された裁判

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七卷三号 一七八 (一二五六)

(e) 「本源構成国」 事情に応じて、裁判が下された構成国、夫婦財産契約が締結された構成国、公文書が作成された構成国、裁判上の和解が承認された構成国

又は共有財産を清算する文書その他の文書が司法当局若しくは委譲若しくは指定を受けた当局によって若しくはそこにおいて公布された構成国

(f) 「要請される構成国」 裁判、夫婦財産契約、公文書、裁判上の和解、司法当局又は委譲若しくは指定を受けた当局によって又はそこにおいて公布された共有財産を清算する文書その他の文書の承認及び／又は執行が求められる構成国

(g) 「裁判所」 夫婦財産制事件において司法上の職務を行う構成国において権限のある全ての司法当局又は構成国の司法当局により委譲若しくは指定を受けて、本規則において規定される裁判所の管轄に属する職務を行う全てのその他の非司法当局又は者

(h) 「裁判上の和解」 裁判所によって承認され、又は手続中に裁判所において成立した夫婦財産制に関する和解

第二章 裁判管轄

第三条 夫婦の一方の死亡の場合における裁判管轄

「相続事件における裁判管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州評議会及び理事會」規則 (EU) … に従い夫婦の一方の相続に関する申立てにより係属する構成国裁判所は、当該申立てに関連して生じる夫婦財産制事件について判断する裁判管轄も有するものとする。

第四条 離婚、法的別居又は婚姻の無効の場合における裁判

管轄

規則 (EC) 2017/2003 に従い離婚、法的別居又は婚姻の無効に関する申立てについて判断することを要求される構成国裁判所は、夫婦が合意する場合には、当該申立てに関連して生じる夫婦財産制事件について判断する裁判管轄も有するものとする。

当該合意は、手続中であっても、いつでも締結されうる。当該合意が手続前に締結される場合には、それは、書面で作成され、日付を記載され、当事者双方により署名されなければならない。

夫婦間の合意がない場合には、裁判管轄は、第五条以下により規律される。

第五節 その他の場合における裁判管轄

(1) 第三条及び第四条に規定される以外の場合については、夫婦財産制事件の手續について判断する裁判管轄は、夫婦の共通常居所のある構成国の裁判所、それが無い場合には、

(a) 夫婦の一方がなお居住する場合には、最後の共通常居所のある構成国の裁判所、それが無い場合には、被告の常居所のある構成国の裁判所、それが無い場合には、

(d) 夫婦双方の本国又は連合王国及びアイルランドについては夫婦の共通「ドミサイル」のある構成国の裁判所にある。

(2) 当事者双方は、彼らが第一六条及び第一八条に従いその夫婦財産制の準拠法として選択した法の属する構成国の裁判所が、その夫婦財産制事件について判断する裁判管轄も有することを合意することもできる。

当該合意は、手續中であつても、いつでも締結される。当該合意が手續前に締結される場合には、それは、書面で作成され、日付を記載され、当事者双方により署名されなければならない。

第六節 補助管轄

第三条ないし第五条に従い裁判管轄を有する裁判所がない場

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

合、構成国の裁判所は、夫婦の一方又は双方の財産が当該構成国の領域内に所在する限りで、裁判管轄を有するものとする。ただし、その場合において、係属裁判所は、当該財産に関してのみ判断する裁判管轄を有するものとする。

第七節 緊急管轄

第三条ないし第六条に従い裁判管轄を有する構成国裁判所がない場合、構成国裁判所は、第三国において手續が不可能であり、又は合理的に申し立てられ若しくは進行されることができない夫婦財産制の事案について、例外的に、当該事案が当該構成国に十分な関連を有するときは判断することができる。

第八節 反訴

第三条ないし第七条に従い申立てを受け、手續が係属する裁判所は、反訴が本規則の適用範囲に含まれる場合には、当該反訴について判断する裁判管轄を有するものとする。

第九節 裁判所への係属

裁判所は、次に掲げる日に係属したものとみなされる。

(a) 手續を開始する文書又はこれに類する文書が裁判所に提出された日。ただし、その後、被告に送達されるためになすべき措置を原告が行わなかつた場合は、この限りでない。

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七卷三号 一八〇（一二五八）

(b) 文書が裁判所に提出される前に送達されるべき場合には、送達をなすべき当局により当該文書が正式に作成され、又は登録された日。ただし、その後、当該文書が裁判所に提出されるためになすべき措置を申立人が行わなかったときは、この限りでない。

第二〇条 裁判管轄に関する審査

構成国裁判所は、本規則に従い裁判管轄を有しない夫婦財産制事件が係属する場合には、裁判管轄を有しないことを職権で宣言するものとする。

第二一条 訴訟要件に関する審査

(1) 訴えが申し立てられた構成国以外の構成国に常居所を有する被告が出廷しない場合、裁判管轄を有する裁判所は、手続を開始する文書若しくはこれに類する文書を被告が防衛のために適時に受領することができなかつたことが証明されるまでの間、手続を中止するものとする。

(2) 手続を開始する文書又はこれに類する文書が、民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の文書の構成国における送達に関する二〇〇七年一月二三日の欧州評議会及び理事會規則（E.C.）1393/2007に従いある構

成国から他の構成国へ送付されなければならない場合、同規則第十九条が本条第一項に代わって適用される。
(3) 規則（E.C.）1393/2007が適用されない場合、手続を開始する文書又はこれに類する文書が一九六五年一月一五日の民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の文書の外国における送達に関するハーグ条約に従い外国に送付されなければならないときは、同条約第一五条が適用されるものとする。

第二二条 訴訟競合

(1) 同一の訴訟原因及び同一の当事者間の手続が異なる構成国の裁判所に申し立てられる場合、後に係属した全ての裁判所は、最初に係属した裁判所の裁判管轄が確定されるまで、その手続を職権で中止するものとする。
(2) 第一項の場合において、最初に係属した裁判所は、六ヶ月以内にその裁判管轄を確定するものとする。ただし、例外的な事情のために当該確定が不可能である場合は、この限りでない。最初に係属した裁判所は、当該事件が係属する他の裁判所の要求により、当該裁判所に係属した日付及び当該事件について裁判管轄を確定したか否かを当該他の裁判所に通知するものとし、さもなければ、その裁判管轄を確定するために必要であると推測される時間を通知するものとする。

- (3) 最初に係属した裁判所の裁判管轄が確定される場合、後に係属した全ての裁判所は、最初に係属した裁判所に裁判管轄があるものとして手続を却下するものとする。

とができる。

第三章 準拠法

第二十五条 準拠法の統一性

第一六条、第一七条及び第一八条による夫婦財産制の準拠法は、夫婦の財産全てに適用されるものとする。

第二十三条 関連訴訟

- (1) 関連訴訟が他の構成国の裁判所に係属している場合、後に係属した全ての裁判所は、最初に係属した裁判所がいずれの訴訟についても裁判管轄を有し、かつ、その法がそれらの併合を認める場合には、当事者の一方の申立てにより、手続を却下することもできる。

第一六条 準拠法の選択

夫婦又は将来の夫婦は、その夫婦財産制の準拠法を選択することができる。ただし、当該準拠法は、次に掲げる法の一つでなければならない。

- (2) これらの訴訟が第一審に係属している場合、後に係属した全ての裁判所は、最初に係属した裁判所がいずれの訴訟についても裁判管轄を有し、かつ、その法がそれらの併合を認める場合には、当事者の一方の申立てにより、手続を却下することもできる。
- (3) 本条の適用上、訴訟は、それらが密接に関連しているため、別々の手続から生じる矛盾判決の危険を避けるためにそれらをととも審理判断することが適当であるような場合には、関連しているものとみなされる。

(a) 夫婦又は将来の夫婦の通常居所のある国の法

(b) 選択がなされた時において夫婦の一方の常居所のある国の法

(c) 選択がなされた時において夫婦又は将来の夫婦の一方が国籍を有する国の法

第二十四条 保護措置を含む暫定措置

本規則により他の構成国の裁判所が当該事件の本案について裁判管轄を有する場合であっても、構成国の法により規定される保護措置を含む暫定措置は、当該構成国に対して請求すること

第二十七条 選択がない場合における準拠法の確定

- (1) 夫婦が選択をしない場合、夫婦財産制の準拠法は、
- (a) 婚姻後最初の夫婦の通常居所のある国の法、それが
ないときは、
- (b) 婚姻時において夫婦がともに国籍を有する国の法、

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七卷三号 一八二（一二六〇）

それがないときは、

(c) 全ての状況、特に婚姻が挙行された地を考慮して、

夫婦がともに最も密接な関連を有する国の法とする。

(2) 第一項(b)は、夫婦が複数の共通国籍を有する場合には適用されないものとする。

第一八条 準拠法の変更

夫婦は、婚姻中いつでも、その夫婦財産制をこれに適用される法以外の法に服させることができる。夫婦が指定する法は、次に掲げる法の一つでなければならぬ。

(a) 当該選択がなされる時において夫婦の一方の常居所のある国の法

(b) 当該選択がなされる時において夫婦の一方が国籍を有する国の法

夫婦が別の効力を望まない限り、婚姻中になされる夫婦財産制の準拠法の変更は、将来においてのみ効力を有する。

夫婦が当該準拠法の変更を遡及させることを選択する場合、遡及効は、これに適用される法に従いなされた以前の取引の有効性又は従前の準拠法から引き出される第三者の権利に影響を及ぼさない。

第一九条 準拠法選択の方式

(1) 準拠法の選択は、選択された国の法又は書面が作成さ

れた国の法によって夫婦財産契約について規定された方法でなされるものとする。

(2) 第一項にかかわらず、選択は、少なくとも日付が記載され、夫婦双方によって署名された書面において明示的になされなければならない。

(3) 第一項の選択の時において夫婦が共通常居所を有する構成国の法が、夫婦財産契約について追加の形式的要件を規定する場合には、これらの要件が遵守されなければならない。

第二〇条 夫婦財産契約の方式の準拠法

(1) 夫婦財産契約の方式は、夫婦財産契約の準拠法又は当該契約が作成された国の法により規定される方式とする。

(2) 第一項にかかわらず、夫婦財産契約は、少なくとも日付が記載され、夫婦双方により署名された書面において定められなければならない。

(3) 夫婦財産契約が締結された時において夫婦が共通常居所を有する構成国の法が、当該契約について追加の形式的要件を規定する場合には、これらの要件が遵守されなければならない。

第二一条 抵触法規則の普遍的性格

本章の規定に従い決定される法は全て、それが構成国の法でない場合であっても適用される。

第二二条 絶対的強行規定

本規則の規定は、それを維持することが構成国の公益、たとえばその政治的、社会的又は経済的組織を保護するために決定的であると当該国によってみなされるような強行規定の適用を、それらがこの適用範囲に含まれる状況に適用される範囲で、本規則に従い本条以外の規定により夫婦財産制に適用される法にかかわらず、害するものではない。

第二三条 公序

本規則により決定される法の準則の適用は、その適用が法廷地の公序に明らかに反する場合に限り、拒絶されうる。

第二四条 反致及び転致の排除

本規則がある国の法の適用を規定する場合、それは、当該国において有効な国際私法規則以外の実質法規則を意味する。

第二五条 複数の法体系を有する国——地域的な法の抵触

ある国が、本規則により規律される事項に関して固有の法体系又は規則を有する複数の地域から構成される場合、

(a) 当該国の法への連結は全て、本規則による準拠法の

決定上、関連する地域で効力を有する法への連結と解釈される。

(b) 当該国における常居所への連結は全て、ある地域における常居所への連結と解釈される。

(c) 国籍への連結は全て、当該国の法により決定される地域への、関連する準則がないときは、当事者により選択された地域への、当該選択がないときは、夫婦の一方又は双方が最も密接な関連を有する地域への連結とする。

第四章 承認、執行可能性及び執行

第一節 裁判

第一款 承認

第二六条 裁判の承認

- (1) 構成国において下された裁判は、特別な手続を必要とすることなく他の構成国において承認される。
- (2) 裁判の承認を主たる問題として提出する全ての利害関係当事者は、規則 (E.C.) 44/2001 第「三八条ないし第五六」条において規定される手続に従い、承認されることの承認を求めることができる。
- (3) 構成国裁判所における手続の結果が承認という付随的

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七巻三号 一八四（一二六一）

な問題の決定に依存する場合、当該裁判所は、当該問題について裁判管轄を有するものとする。

(2) 第三条に定める公序の基準は、第三条ないし第八条において規定される裁判管轄に関する諸準則には適用されない。

第二七条 裁判の不承認事由

裁判は、次のいずれかの場合には承認されない。

(a) 当該承認が要請される構成国の公序に明らかに反する場合

第二九条 本案の再審査の禁止
いかなる場合であっても、外国裁判は、実質的に再審査されはならない。

(b) 当該裁判が被告の欠席により下された場合であつて、適時にかつ防御の準備ができるような方法で手続を開始する文書又はこれに類する文書の送達が被告になされなかつたとき。ただし、被告が当該裁判に異議を申し立てるための手続を開始することが可能であつたのにこれをしなかつた場合は、この限りでない。

第三〇条 手続の中止

他の構成国において下された裁判の承認を求められる構成国裁判所は、裁判に対する通常の上訴がなされている場合には、手続を中止することができる。

第二款 執行

第三一条 裁判の執行可能性

(c) 当該裁判が、要請される構成国において同一の当事者間の事件について下された裁判と矛盾する場合

(d) 当該裁判が、同一の訴訟原因及び同一の当事者に関して他の構成国又は第三国において先に下された裁判と矛盾する場合

構成国において下された裁判であつて、当該構成国において執行可能なものは、規則（E.C.）44/2001第「三八条ないし第五六条及び第五八」条に従い他の構成国において執行される。

第二節 公文書及び裁判上の和解

第二八条 本源裁判所の裁判管轄の再審査の禁止

(1) 本源構成国の裁判所の裁判管轄は、再審査されてはならない。

第三二条 公文書の承認

(1) 構成国において作成された公文書は、それらの有効性

が準拠法に従い争われないう限り、他の構成国において承認される。ただし、当該承認が要請される構成国の公序に明らかに反する場合は、この限りでない。

- (2) 公文書の承認は、それらに対し、その内容に関する証拠力と有効性の推定を与える。

第三三条 公文書の執行可能性

- (1) ある構成国において作成され、執行可能である公文書は、申立てにより、規則（E.C.）442001第「三八条ないし第五七」条に規定される手続を経た上で他の構成国において執行可能性を宣言される。

- (2) 規則（E.C.）442001第「四二条及び第四四」条により上訴がなされた裁判所は、当該公文書の執行が要請される構成国の公序に明らかに反する場合に限り、執行可能性の宣言を拒絶又は破棄することができる。

第三四条 裁判上の和解の承認及び執行可能性

本源構成国において執行可能な裁判上の和解は、公文書と同一の要件のもと、利害関係当事者の申立てにより、他の構成国において承認され、執行可能性を宣言されるものとする。規則（E.C.）442001第「四二条又は第四四」条により上訴がなされた裁判所は、当該裁判上の和解の執行が要請される構成国の公序に明らかに反する場合に限り、執行可能性の宣言を拒絶又は

破棄することができる。

第五章 第三者に対する効力

第三五条 第三者に対する効力

- (1) 夫婦の一方と第三者との間の法律関係に対する夫婦財産制の効力は、本規則の要件のもと夫婦財産制の準拠法により規律される。

- (2) 構成国の法は、夫婦の一方が、第三者との取引において、夫婦の一方又は他方が当該構成国の領域内に常居所を有し、かつ、当該国の法に規定される開示又は登記の要件が満たされない場合には、第三者が夫婦財産制の準拠法を知り、又は知るべきであったときを除き、夫婦財産制の準拠法に依拠することができないことを規定することができる。

- (3) 不動産が所在する構成国の法は、当該財産に関して夫婦の一方と第三者との間の法律関係につき第二項に規定される準則と同一の準則を規定することができる。

第六章 一般規定及び最終規定

第三六条 現行の国際条約との関係

- (1) 欧州連合条約第三五一条の構成国の義務を妨げること

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事會規則提案」試訳

同志社法学 六七卷三号

一八六 (一二六四)

なく、本規則は、本規則の採択時において一つ以上の構成国が当事国であり、かつ、本規則に含まれる事項に関連する二国間又は多国間条約の適用に影響を及ぼさない。

- (2) 第一項にかかわらず、本規則は、構成国間において、本規則により規律される事項に関連し、かつ、構成国が当事国である条約に対して優先する。

第三七条 公衆及び関連当局に対し利用可能にすべき情報

- (1) 構成国は、欧州委員会に対し、……までに、適切であると認める公用語で、次に掲げる事項を通知するものとする。

(a) 夫婦財産制に関する法に関連する国内立法及び手続の説明並びに関連条文

(b) 第三五条第二項及び第三項に掲げる第三者に対する効力に関する国内法の規定

- (2) 構成国は、欧州委員会に対し、当該情報の全ての事後的な変更を通知するものとする。

- (3) 欧州委員会は、第一項及び第二項に従い、公に利用可能なものとして、適切な方法で、特に民事及び商事事件における欧州司法ネットワークの多言語のウェブサイトをを通じて、全ての情報を共有するものとする。

第三八条 再審査条項

- (1) 欧州委員会は、「適用開始日から五年後」までに、かつ、その後五年毎に、欧州議会、理事会及び欧州経済社会評議会に対し、本規則の適用に関する報告書を提出するものとする。当該報告書には、必要な場合には、本規則の修正提案を付するものとする。

- (2) この目的のため、参加構成国は、欧州委員会に対し、その裁判所による本規則の適用に関する関連情報を知らせるものとする。

第三九条 経過規定

- (1) 本規則第二章及び第四章は、本規則適用開始日以降に開始される法的手続、受領される公文書、成立する裁判上の和解及び下される裁判に適用される。

- (2) 本源構成国における手続が本規則適用開始日以前に開始された場合、当該日後に下される裁判は、適用された裁判管轄規則が第二章に規定される準則に従う限り、第四章に従い承認及び執行される。

- (3) 第三章は、本規則適用開始日後に婚姻し、又は夫婦財産制の準拠法を指定する夫婦にのみ適用される。

第四〇条 発効

- (1) 本規則は、欧州連合官報における公表日から二〇日後

に発効する。

(2) 本規則は、「発効日の一年後」から適用される。

本規則は、基本条約に従い、構成国において完全な形で拘束力を有し、直接に適用されるものとする。

- (1) Proposal for a Council Regulation on jurisdiction, applicable law and the recognition and enforcement of decisions in matters of matrimonial property regimes, COM(2011)126 final.
- (2) European Parliament legislative resolution of 10 September 2013 on the proposal for a Council regulation on jurisdiction, applicable law and the recognition and enforcement of decisions in matters of matrimonial property regimes (COM(2011)0126 - C7-0093/2011 - 2011/0059(GNS)), P7_TA(2013)0338.

「夫婦財産制事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則提案」試訳

同志社法学

六七卷三号

一八七 (二二六五)